

● 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活 動	基 準
法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動	<p>一〜五（略）</p> <p>六 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、本邦において申請人が従事する技能実習（本邦外において監理団体（技能実習生の技能等を修得する活動の監理を行う営利を目的としない団体をいう。以下同じ。）が実施する講習を含む。次号において同じ。）に関連して、次に掲げるいずれの機関からも保証金を徴収されていないことその他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで管理されないことが見込まれることのほか、当該機関との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。</p> <p>イ 送出し機関</p> <p>ロ 監理団体</p> <p>ハ 実習実施機関</p>

ニ 技能実習の実施についてあつせんを行う機関（監理団体を除く。以下この欄において「あつせん機関」という。）	
七 前号イからニまでに掲げる機関相互の間で、本邦において申請人が従事する技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。	
八〜十五（略）	
十六 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が外国人の技能実習に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が終了した日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。	
外国人の技能実習に係る不正行為	期間
イ〜ニ	(略)
ホ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	五年間
ハ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、第六号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第七号に規定する	三年間

契約の締結をする行為（ハ及びニに該当する行為を除く。） トクネ	(略)
十七く三十九 (略) 四十 送出し機関又はその経営者若しくは管理者が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節、第二節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為若しくは研修の表に掲げる不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行ったことがないこと。	

配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

(最高裁判所事務総局民事局)

1 新受, 未済, 既済件数

	新受件数		未済件数		既済件数		認容（保護命令発令）件数																却下	取下げ等					
	総数	うち、生命等に対する脅迫の理由とする申立てに係るもの	総数	うち、生命等に対する脅迫の理由とする申立てに係るもの	(1) 被害者に関する保護命令のみ発令された場合											(2) 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合		(3) 「子への接近禁止命令」が発令された場合（(2)以外）		(4) 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合（(2)以外）									
					① 接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令	② 接近禁止命令・退去命令	③ 接近禁止命令・電話等禁止命令	④ 接近禁止命令のみ	⑤ 退去命令のみ	⑥ 電話等禁止命令（事後発令）	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な子への接近禁止命令	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な親族等への接近禁止命令													
平成13年総数	171		18		153		123																			4	26		
平成14年総数	1,426		46		1,398		1,128																			64	206		
平成15年総数	1,825		49		1,822		1,468																			81	273		
平成16年総数	2,179		95		2,133		1,717																			75	341		
平成17年総数	2,695		72		2,718		2,141																			147	430		
平成18年総数	2,759		62		2,769		2,208																			146	415		
平成19年総数	2,779		84		2,757		2,186																			140	431		
平成20年総数	3,147		88		3,143	519	2,524	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450							
平成21年総数	3,100		101		3,087	643	2,411	471	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526							
平成22年総数	3,096		83		3,114	760	2,434	577	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504							
平成23年総数	2,741		85		2,739	755	2,137	576	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458							
平成24年総数	3,145		78		3,152	827	2,482	630	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504							
1月	198		103		180	41	142	32	11	0	22	5	1	0	28	0	56	0	19	0	13	25							
2月	237		97		243	74	184	58	12	1	25	4	1	0	46	0	75	0	20	0	17	42							
3月	254		106		245	77	190	59	9	0	32	7	0	0	48	0	71	2	21	0	15	40							
4月	284		118		272	79	227	67	17	1	40	7	0	0	60	1	73	0	28	0	6	39							
5月	263		108		273	74	211	55	5	2	24	8	1	0	61	0	79	1	29	1	11	51							
6月	281		115		274	71	220	57	13	3	43	9	0	0	46	0	87	0	19	0	17	37							
7月	281		109		287	79	217	58	9	1	47	8	0	1	37	0	86	1	26	1	19	51							
8月	296		112		293	68	230	52	16	2	36	8	0	0	44	0	100	1	23	0	15	48							
9月	298		130		280	72	219	49	24	0	46	6	1	0	42	0	81	1	18	0	14	47							
10月	290		119		301	78	242	59	10	0	43	5	2	0	55	0	103	0	24	0	8	51							
11月	242		114		247	57	191	41	9	3	32	2	0	0	42	0	79	1	21	2	16	40							
12月	221		78		257	57	209	43	11	0	37	9	1	0	47	0	80	0	24	0	15	33							
平成25年総数	1,456		119		1,415	355	1,097	265	61	6	175	36	2	0	254	0	448	4	109	2	88	230							
1月	207		100		185	41	146	29	11	0	26	5	0	0	33	0	53	0	18	0	7	32							
2月	206		104		202	52	156	44	8	1	28	5	0	0	33	0	62	2	17	0	18	28							
3月	241		104		241	48	186	39	15	2	30	3	1	0	49	0	71	0	14	1	13	42							
4月	249		109		244	66	191	50	6	1	27	6	0	0	51	0	83	2	15	0	14	39							
5月	284		128		265	73	195	47	7	1	32	11	0	0	39	0	83	0	22	0	25	45							
6月	269		119		278	75	223	56	14	1	32	6	1	0	49	0	96	0	23	1	11	44							
合計	30,519		119		30,400	3,859	24,056	2,919	694	1,977	2,195	5,726	70	10	2,660	5	9,376	44	1,265	34	1,550	4,794							

2 平均審理期間

(1) 認容された保護命令事件の平均審理期間(平成13年10月～平成25年6月)	12.8 日
(2) (1)の内、保護命令申立てが生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るものの平均審理期間	13.2 日

- * 使用数値中、平成18年3月までの数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。
- * 使用数値中、平成24年1月以降の数値は、速報値である。
- * 使用数値中、平成13年の数値は、同年10月13日施行以降の数値である。
- * 未済件数は、各月末現在、審理中の事案の件数である。
- * 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
- * DV防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。
- * これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される（表1の(2)、(3)、(4)のそれぞれ①が前者、(1)の⑥、(2)、(3)、(4)のそれぞれ②が後者である。）。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律違反の受理処理状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	合計
通常受理	2	36	40	52	74	58	83	81	90	85	65	122	788
公判請求	0	19	21	33	29	28	34	28	35	28	24	34	313
略式命令請求	0	10	13	10	29	13	37	23	35	36	13	51	270
不起訴	0	6	6	8	18	14	14	27	25	21	31	32	202

※検察統計年報による。

※平成13年の数値は、同法の施行日である同年10月13日以降の数値である。

○強制わいせつ罪、強姦罪等の受理処理状況

【通常受理人員】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
強制わいせつ、強制わいせつ致死傷	3,104	2,985	3,064	3,145	3,573
強姦、強姦致死傷、集団強姦、集団強姦致死傷	1,690	1,564	1,404	1,312	1,320
強盗強姦、強盗強姦致死	151	175	160	138	146

※検察統計年報による。

【起訴・不起訴人員】

	平成20年			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年		
	計	起訴	不起訴												
強制わいせつ、強制わいせつ致死傷	2,640	1,443	1,197	2,553	1,452	1,101	2,502	1,435	1,067	2,625	1,389	1,236	2,974	1,469	1,505
強姦、強姦致死傷、集団強姦、集団強姦致死傷	1,512	789	723	1,378	662	716	1,257	568	689	1,170	561	609	1,101	554	547
強盗強姦、強盗強姦致死	130	117	13	163	129	34	137	99	38	122	78	44	102	57	45

※検察統計年報による。